徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和6年1月29日(月) 開会 午後 3時30分
	閉会 午後 4時30分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議 長	会長川人泰博
4 出席者	く農業委員〉
	1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘
	4番委員 野□ 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治
	7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博
	10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二
	13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美惠子 15番委員 廣瀬 長市
	16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁
	<農地利用最適化推進委員>
	2番委員 安廣 貴明 5番委員 長谷川豊司 7番委員 宮﨑 秀喜
	9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之 13番委員 岡田 敏明
5 欠席者	く農業委員〉
	18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織
	<農地利用最適化推進委員>
	14番委員 鈴木 隆大 15番委員 廣瀬 佳輝
6 欠 員	なし
7 議事	付議案件
	(農地関係議案)
	第 1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
	第 2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
	第 3号議案 非農地証明願の審議について
	第4号議案 非農地通知の審議について
	第 5号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第 6号議案 農用地利用集積計画の承認について
	第 6号議案 農用地利用集積計画の承認について 報告事項
	(農地関係)
	1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
	3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
	4. 農地法第18条第6項の処理について
	5. 農地であることの証明について
	6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
	協議事項
	1. 地域計画における目標地図について

(開会 午後3時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は川人会長が務めることとなっております。進行をよろしくお願いします。

議長 ただ今から、令和6年1月徳島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員 19 名のうち半数を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号18番政岡茂委員、議席番号19番市岡沙織委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号8番久米裕純委員と、議席番号1番岸本昇委員の両名を指名します。よろしくお願いします。

これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。

初めに議案の訂正がございます。1月25日付けで3番と4番案件につきましては、取下願が提出されたため、議案から削除します。取下げの理由は、審議に必要な書類が整わなかったことによるものです。なお、書類が整い次第、再度許可申請を行いたいとのことです。3番、4番以外の7件の申請について説明させていただきます。全ての申請について、法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後119㎡に至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は、新規就農者となりますが、対象地の面積が119㎡と小さいことから、地区委員さんの了承を得たうえで、新規就農者面談を実施しないこととしました。

2番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後21aに至り、譲受人は対象地において、飼育用牧草の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、不動地区で新規就農面談を行いました。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後158aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後62aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地2筆の 所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後111aに至り、譲受人は対 象地において、サトイモやダイコンの栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の 所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後36aに至り、譲受人は対象 地において、水稲の栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後52aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

第1号議案は、3番、4番が取下削除になったことに伴い集計表に変更があります。 対象地の地目、田が8,520㎡とありますが、変更後は、7,960㎡となり、畑が9,243㎡とありますが、1,133㎡となり、合計が17,763㎡から9,093㎡に変更となります。恐れ入りますが、議案書の修正をお願いします。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、 2番案件の新規就農面談に参加していただいた、不動地区の久米委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

久米委員 今月15日の午前10時より、2番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、私と井原推進委員、譲受人の代理人2名、事務局2名の6名です。譲受人は、親族と牧場を経営しており、この牧場に納入する飼育用牧草を栽培する農地を探していたところ、譲渡人の所有する農地の売買交渉がまとまったため、今回の申請に至ったものです。譲受人は、親族と経営している牧場経営の経験から飼育用牧草に関する知識もあり、営農に問題はないようです。今回の申請が許可されれば、飼育用牧草を栽培し、牧場に出荷する計画をしています。

結論として、今回の3条許可については、不動地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、 申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見が無いようですので採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、3番と4番を削除し、残りの7件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第1号議案については3番と4番を削除し、残りの7件を許可することに決定いたしました。続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。 議案書3ページをお開きください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人はトラック用シート製品や各種テントなどの作成、修理業を営んでおり、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、本件申請地において太陽光設備認定をとっていないことを確認済で、転用規模が

大規模であることから、地区審査を実施しました。

第2号議案は1件で、地目は、田のみ1,613㎡で、転用目的の内訳は、駐車場・ 資材置場になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、 1番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の坂東委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東委員 今月17日の午前9時より、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岡田推進委員と私の委員2名と転用者側1名、事務局3名の6名です。申請対象の農地は、応神町古川字宮ノ前にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。土地の造成については、現況の高さのままで砕石を敷いて整地し、周囲は、隣接地との間にある既存のコンクリート壁をそのまま使用します。排水については、雨水のみであり、南側に隣接する水路に放流する計画で、地元の土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、応神地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、申 請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第2号議案は、本案件を許可することに決定いた しました。続きまして、第3号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事 務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書4ページを 御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は平成10年頃より駐車場として利用されているとのことです。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成11年4月21日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第3号議案は1件で、対象地は田のみ239㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第3号議案の非農地証明願については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第3号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書 5 ページ を御覧ください。

1番は、多家良地区で、所有者から通知願があったため、1月16日に岸本委員、瀬畑委員、武市推進委員、安廣推進委員の委員4名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。1番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第4号議案は、以上1件で、対象地は田1,673㎡、畑8,969㎡、 合計10,642㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。

> それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第4号議案の非農地通知に ついては、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第 5 号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書 6 ページを御覧ください。

1番は、全ての農地で耕作を継続しております。

2番は、全ての農地で耕作を継続しております。

3番は、一部合筆が行われている農地がありますが、全ての農地で耕作を継続して おります。 7ページを御覧ください。

4番は、国土調査による分筆後公衆用道路となっている箇所がございますが、その 他の農地は問題なく耕作を継続しております。

第5号議案は以上4件で、税務署あてに報告しようとするものです。

対象地の面積は、田25,375㎡、畑789㎡、その他 23.19 ㎡、計26,187.19㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の相続税の免除

予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決 定いたしました。

> 続きまして、第6号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。 なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員 会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、板東美佐緒委員に御退席を お願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書8ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は新規設定が8件、再設定が24件で合計32件となっており、そのうち、賃貸借権が23件、使用貸借権が9件となっております。なお、27、28番について、新規就農面談を行いました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から8番が、多家良地区9筆・8件、9番から11番が、勝占地区12筆・3件、12番と13番が、八万地区6筆・2件、14番が、入田地区1筆・1件、15番が、不動地区6筆・1件、16番と17番が、応神地区3筆・2件、18番から28番が、川内地区26筆・11件、29番と30番が、国府地区7筆・2件、31番と32番が、北井上地区2筆・2件となっております。

利用権設定については以上で、田37筆43,785㎡、畑35筆39,821㎡の合計72筆83,606㎡となります。第6号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、2 7番と28番案件の新規就農面談に参加していただいた、川内地区の廣瀬長市委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 1月9日の午前9時10分から27、28番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は石田委員、植田委員、廣瀬推進委員、鈴木推進委員、私の委員5名と、借受人2名、事務局3名の10名です。借受人は、イチゴを土耕で育てていきたいと希望しており、借受地にビニールハウスを設置し、その中で耕作を行う予定です。農業経営としては、3反をイチゴ栽培に、1反を直売所向けの野菜とし、イチゴも野菜も直売所で販売していきたいとのことです。現在は多家良のイチゴ農園で研修を受けており、就農に対する熱意は感じられます。ただし、今回利用権による賃貸契約を行う農地については稲作用に圃場整備を行ったところであり、水に浸かりやすいのと周りにビニールハウスがないため風をもろに受ける状態であり、ビニールハウスが壊れる可能性があることを指摘しました。その点については今後対策を講じ

ながら農業を続けていくということです。

よって結論として、就農計画等に問題はなく、周辺農地への影響を考慮しながら、 今後も、安定して農地を経営してほしいとの心証を持ちました。報告は以上です。よ ろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、 御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第6号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。 議案書 13ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得2件受理しました。

議案書14ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。2件受理しました。

15ページから16ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。10件受理しました。

17ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項(合意解約)の処理についてです。1件受理しました。

18ページを御覧ください。5番は、農地であることの証明についてです。3件証明しました。

19ページを御覧下さい。6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは協議事項、地域計画における目標地図についてに移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 委員の皆様におかれましてはお忙しい中、地区の座談会にご出席していただきありがとうございました。

座談会も残すところあと、入田地区だけとなり、明日、入田コミュニティーセンターで開催いたします。方針についても概ね農業者の方にご理解をいただけたものと考えております。

それでは地域計画における目標地図について説明させていただきます。

まず、目標地図素案について説明します。資料の1ページ目の1目標地図素案についてをご覧ください。

令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、これまでの「人・農地プラ

ン」は「地域計画」に名称変更され、市町村にその策定が法定化されました。この「地域計画」には、新たに10年後に目指す農地利用を示した「目標地図」が加わり、農業委員会は市長の依頼を受け「目標地図の素案」を作成することとなっております。 次にこれまでの取り組みについて説明します。

令和5年9月から10月の間に、農業経営意向等のアンケート調査を実施しております。令和5年11月から12月の間、アンケート結果の集計、令和6年1月には、各地区の座談会において、農業の在り方等基本的な事項の協議・アンケート結果の報告を実施しております。

次に今後の方針及びスケジュール案について説明します。

まず、地区の委員・推進委員と相談したうえで 2 月中を目途に日程調整を行い、 利用調整に必要な参考資料をお持ちし、アンケート結果を報告させていただきます。 そして地区の委員さんで利用調整方法等の協議を行っていただき、4月30日を目途 に利用調整を完了していただきたいと考えております。

そして、利用調整終了後、利用調整報告書を事務局に提出していただき、その結果をとりまとめ、6月総会で報告させていただきます。

報告させていただいたのち、原案を目標地図の素案とし、徳島市長に提出いたします。

その後、令和7年1月ごろに農林水産課が地域計画案(目標地図を含む)の説明会を行い、3月ごろに地域計画の策定・公告を行う予定です。

4の(1)から(5)までがお渡しする資料で、(1)につきましては、規模拡大を意向されているものになります。(2)番につきましては、規模縮小の実行時期5年以内のものとさせていただいております。(3)番につきましては、地番ごとの売りたいもしくは貸したいという希望を御記入していただきましたものをリスト化して、実行時期5年以内のものとしてお渡しする予定になっております。

意向の調査といたしましては10年後の農業の意向ということになっていましたが、10年後だと遠くてイメージがわきにくいというご意見もいただきましたので、お渡しする資料は5年後までの意向を示していただいたものを反映したものとなっております。

説明は以上になります。よろしくお願いします。

議長事務局からの説明は以上ですが、何か御質問、御意見等ございますか。

それでは、今の説明のとおり、進めていきたいと思います。目標地図の作成は農業 委員会にとって大変重要な業務でございます。委員の皆様の御協力をよろしくお願い いたします。

それでは、以上をもちまして、令和6年1月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は2月27日火曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。